

大分県報

令和六年
第五三五号
八月二十日

（火曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………	一
道路の供用開始……………	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	一
取用委員会告示……………	一
土地収用法による裁決手続の開始（二件）……………	一
土地収用法による審理を行う旨の公示による通知……………	一

大分海区漁業調整委員会告示

あわび類及びびうに類の採捕の禁止……………	二
内水面漁場管理委員会告示……………	二
こいの持ち出しの制限……………	二
こいの放流の制限等……………	二

公告

落札者等の公示……………	二
監査公表……………	二
監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………	三
監査結果に関する措置状況の公表（財政的援助団体等監査）……………	三

○告示

大分県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年八月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い

令和六年八月二十日

て一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道津久見 野津線	白杵市大字東神野字清水一四四 七番一から 白杵市大字東神野字清水一四五 一番まで	五・五 四・〇	八・五 七・〇	一 〇〇・〇	一 〇〇・〇

大分県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年八月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年八月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道津久見野津線	白杵市大字東神野字清水一四四七番一から 白杵市大字東神野字清水一四五一番まで	令六・八・二〇

大分県告示第三百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
令和六年八月二十日

大分県報（告示）

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所			在 地
	市町村	大字	字	
中下2	大分市	丹生	堂銘寺 下り 川原ヶ	地番又は区域
				<p>四七三番一の一部(座標二点と三点を結んだ線の東側の部分)、四七八番一の一部(座標一点から三点までを順次結んだ線の東側の部分)及び四七八番二の一部(座標二点と三点を結んだ線の東側の部分)五〇二番一の一部(座標二点から四点までを順次結んだ線の南側の部分)、五一九番、五二〇番の一部(座標六点と七点を結んだ線の南側の部分)及び五二二番の一部(座標三点と四点を結んだ線の南側の部分)</p> <p>五三一番一、五三二番の一部(座標八点から一〇点までを順次結んだ線の西側の部分)、五三四番の一部(座標九点と一〇点を結んだ線の西側の部分)、五三五番の一部(座標九点と一〇点を結んだ線の西側の部分)、五三八番、五三九番、五三九番、五四〇番一から五四〇番三まで、五四四番一、五四四番五の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、五四四番六及び五四五番</p> <p>一点 北緯三三度一二分五七秒三八五七 東経一三一度四二分五五秒六三五七 二点 北緯三三度一二分五七秒九四四八 東経一三一度四二分五四秒五一九六 三点 北緯三三度一二分五九秒九九九一 東経一三一度四二分五五秒四二四七 四点 北緯三三度一三分〇〇秒九四四一 東経一三一度四二分五七秒二七五八 五点 北緯三三度一三分〇〇秒六六〇四 東経一三一度四二分五八秒一四五二 六点 北緯三三度一三分〇〇秒三九九八 東経一三一度四二分五八秒二四一五 七点 北緯三三度一三分〇〇秒六九九五 東経一三一度四二分五八秒六二六五 八点 北緯三三度一三分〇〇秒八六七六 東経一三一度四二分五九秒〇七九七 九点 北緯三三度一三分〇〇秒四四六一</p>
1	上宗方	大分市	上宗方	<p>原 西角子</p>
				大分市
			角子原及び庄	
			屋宗及び谷川	
			上ノ山、水ノ毛、島、新田、部、田及び園田	<p>次の一点から三〇点までを順次結んだ線及び一点と三〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域</p> <p>一点 北緯三三度一一分五四秒一六五八 東経一三一度三四分四五秒七七一 二点 北緯三三度一一分五三秒八二五五 東経一三一度三四分四七秒一六八三 三点 北緯三三度一一分五六秒一一七四 東経一三一度三四分四八秒一一三七 四点 北緯三三度一一分五八秒九九九九 東経一三一度三四分四七秒八五〇八 五点 北緯三三度一一分五九秒二二二七 東経一三一度三四分四七秒六四三三 六点 北緯三三度一一分五九秒三八九六</p>
				<p>次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域</p> <p>一点 北緯三三度一四分三一秒七五三三 東経一三一度四二分三三秒八八六三 二点 北緯三三度一四分三三秒一五一〇 東経一三一度四二分三三秒一二九四 三点 北緯三三度一四分三二秒四四五 東経一三一度四二分三一秒一五九五 四点 北緯三三度一四分三二秒七二六八 東経一三一度四二分三〇秒五七三五 五点 北緯三三度一四分三三秒七〇一〇 東経一三一度四二分三〇秒三二九三 六点 北緯三三度一四分三三秒三二四九 東経一三一度四二分三三秒二九二〇 七点 北緯三三度一四分三三秒三二四九 東経一三一度四二分三三秒二九二〇 八点 北緯三三度一四分三三秒三二四九 東経一三一度四二分三三秒二九二〇</p>

御香	宇佐市 院内町	御香	下栗山	東経一三一度三二分〇六秒三七四八
高並	錢ヶ迫	寺ノ迫	五六四番二、五六七番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、五六七番三、五六八番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、五七二番一、五七二番二、五七二番三の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）及び五七二番六 五七三番、五七四番一の一部（標柱一号から四号までを順次結んだ線の北側の部分）及び五七四番二の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分） 一六五八番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分）、一六七五番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分）及び一六七六番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分）	

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和六年八月二十日

大分県収用委員会

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道十号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道代替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 - 1 収用の部分
土地の所在 大分市大字中判田

字	地番	地目	地積	裁決手続の開始を決定した面積
---	----	----	----	----------------

2 使用の部分 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等	申喰	申喰								笹越				
	先	三八六番一 地先から三 八五番二地	三四五番一	○三四四番一	三四四番九	三四四番八	三四四番七	三四四番四	三四四番一	三九一番一	三八八番	三八六番一	三八五番二	三八三番一
	宅地	原野	地雑種	地雑種	地雑種	地雑種	地雑種	地雑種	山林	山林	山林	地雑種	山林	現況
	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	地雑種	地雑種	地雑種	宅地	地雑種	公簿
	—	四六	一四	一三	一五九	六七	八二	八一四	六六	三六	一六五	九・九一	平方メートル 六・六一	公簿
	二七・七九	七八・四二	一四・八二	一三・八五	一五九・二四	六七・五八	一三九・八〇	八一四・六二	六六・八一	一八三・六二	四九六・八八	四四・八三	平方メートル 一三六・〇七	実測
	二七・七九	七〇・七四	一四・七四	一一・二一	一・二五	六七・五八	九三・九一	二二三・五三	八・六六	一二七・八六	四五三・一二	四四・八三	平方メートル 一三六・〇七	

令和六年八月二十日

大分県報（収用委告示）

六

			笹越																
			三八五番二		三八八番		三八六番一		三九一番一		三四四番一		三四四番四		三四四番七				
佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健		西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健			
大分市大字寒田一〇六六 番地の七八		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号		大阪府大阪市都島区東野 田町四丁目一五番八二号		大分市大字中判田三四四 番地一		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号		大分市大字中判田三四四 番地一		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号		大分市大字中判田三四四 番地一		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号			
使用借権		使用借権		使用借権		賃借権		使用借権		賃借権		使用借権		賃借権		使用借権			
申喰										申喰									
										三四四番八		三四四番九		三四四番一〇		三四五番一		三八六番一 地先から三 八五番二地 先	
西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健		西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太		有限会社システム・ライ 代表取締役 佐藤 真人		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健		九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健			
大分市大字中判田三四四 番地一		大分市大字中判田三四四 番地一		大分市大字寒田一〇六六 番地の七八		大分市大字中判田三四四 番地一		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号		大分市大字中判田三四四 番地一		大阪府大阪市都島区東野 田町四丁目一五番八二号		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号		福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号			
使用借権		賃借権		使用借権		賃借権		使用借権		賃借権		使用借権		使用借権		使用借権			
<p>六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年七月三十日</p> <p>大分県収用委員会告示第五号 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり 収用の裁決手続の開始を決定した。 令和六年八月二十日</p> <p>大分県収用委員会</p>																			

使用方法		範囲		使用期間		字		氏名		住所		持分																
柳林 道 路用道 公衆 路用道 公衆 路用道 公衆 宅地 宅地 宅地	二七〇番四 二六八番二 二七〇番五 二七一番 三四六番一	地 雑種 地 雑種 地 雑種 地 雑種 地 雑種	路用道 公衆 路用道 公衆 路用道 公衆 宅地 宅地 宅地	 	三三二 七〇二 六一 四九 六〇四	 	未確定 未確定 未確定 未確定 未確定	〇・二一 一・一〇 七・二四 〇・六〇 六・四五 三四・八三	四 土地所有者の氏名及び住所 土地の所在 大分市大字中判田	二七〇番五 二七一番 三四六番一 三四六番六 二七二番 二七二番 二七二番	中央産業株式会社 清算人 不明 登記名義人(亡) 伊澤の 相続人 渋谷 ミチコ 宮崎 正明 シンデレライト九州株式 会社 代表取締役 新原 正義 佐藤 知輝 佐藤 徹 佐藤 徹 佐藤 知輝 佐藤 徹 佐藤 貞人 財務大臣 鈴木 俊一	不明 大分市上田町一丁目一 番一〇号 大分市大字日野原九三三 番の二 大分市大字寒田五七六番 地の三 大分市大字日野原九九九 番地の五五 大分市羽屋四丁目八番一 号 大分市畑中二丁目一〇番 二二号 大分市畑中二丁目一〇番 二二号 大分市羽屋四丁目八番一 号 大分市畑中二丁目一〇番 二二号 大分市大字寒田一〇六六 番地の七八 東京都千代田区霞が関三 丁目一番一号	三六分の一 五四分の一 二七分の一 三分の一 九分の一 九分の一 三分の一 三分の一 三分の一 三分の一															
														側溝設置に伴う床掘工事を行うための一時使用		七・二四	〇・六〇	六・四五	三四・八三	二・〇九	一三・九九	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの二年間	〇・二一	一・一〇	七・二四	〇・六〇	六・四五	三四・八三

申喰		土地の所在		氏名		住所		権利の種類	
株式会社ランドスケープ 別大 代表取締役 小野 尊康	番地の一 大分市高江西一丁目四三 二三番地の二三	九分の一	柳林	村上 節子	大分市大字中判田二六〇 番地の一	一五分の一	株式会社ランドスケープ 別大 代表取締役 小野 尊康	大分市高江西一丁目四三 二三番地の二三	九分の一
佐藤 慎也	大分市大字宮崎一九六 番地の二二 ただし、登記記録上の住 所 福岡県春日市春日原東町 一丁目一六番地二 エス ト・パレ春日原三〇二号	三六分の二	柳林 申喰	大分市市 大分市長 足立 信也	大分市荷揚町二番三一号		佐藤 慎也		
村上 節子	大分市大字中判田二六〇 番地の一	九分の一	柳林	後藤 廣三	大分市大字中判田四五番 地の二		村上 節子	大分市大字中判田二六〇 番地の一	一五分の一
佐藤 徹	大分市畑中二丁目一〇番 二二号	五分の二	申喰	有限会社システム・ライ ン 代表取締役 佐藤 真人	大分市大字中判田三四 番地一		佐藤 徹 (三四六番二)	大分市畑中二丁目一〇番 二二号	賃借権 又は 使用借権
佐藤 知輝	大分市羽屋四丁目八番一 号	五分の二	水 道	公益財団法人高江霊園 代表理事 佐藤 知輝	大分市大字中判田三〇九 番地		有限会社システム・ライ ン 代表取締役 佐藤 真人	大分市畑中二丁目一〇番 二二号	賃借権 又は 使用借権
シンデレライト九州株式 会社 代表取締役 新原 正義	大分市大字且野原九九九 番地の五五	五分の二	申喰	不明。ただ し、二七二番 の二七二番 及び 三四六番 の二七二番 又は、 三四六番 の一	大分市大字中判田三〇九 番地		シンデレライト九州株式 会社 代表取締役 新原 正義	大分市大字且野原九九九 番地の五五	賃借権 又は 使用借権
宮崎 正朗	大分市大字且野原九三三 番の二	四五分の二	申喰	大分信用金庫 理事長 木村 浩樹	大分市大道町三丁目四番 四二号		宮崎 正朗	大分市大字且野原九三三 番の二	根抵当権 昭和五五年 七月三十一日 受付第三二 九八号
登記名義人(亡)尹澤の 相続人 渋谷 ミチコ	大分市上田町一丁目一 番一一号	九〇分の二	申喰	大分信用金庫 理事長 木村 浩樹	大分市大道町三丁目四番 四二号		登記名義人(亡)尹澤の 相続人 渋谷 ミチコ	大分市上田町一丁目一 番一一号	条件付賃借 権設定仮登 記 昭和五五年 七月三十一日 受付第三二 九九号
宮崎 みどり	大分市旭町五番二六号 ただし、登記記録上の住 所 大分市大字小野鶴一六二 五番の一	六〇分の二	申喰	大分信用金庫 理事長 木村 浩樹	大分市大道町三丁目四番 四二号		宮崎 みどり	大分市旭町五番二六号 ただし、登記記録上の住 所 大分市大字小野鶴一六二 五番の一	条件付賃借 権設定仮登 記 昭和五五年 七月三十一日 受付第三二 九九号
中央産業株式会社 清算人 不明	不明 ただし、登記記録上の住 所 大分市大字松岡二七六〇 番地の一	六〇分の二	申喰	大分信用金庫 理事長 木村 浩樹	大分市大道町三丁目四番 四二号		中央産業株式会社 清算人 不明	不明 ただし、登記記録上の住 所 大分市大字松岡二七六〇 番地の一	条件付賃借 権設定仮登 記 昭和五五年 七月三十一日 受付第三二 九九号
株式会社ランドスケープ 別大 代表取締役 小野 尊康	大分市高江西一丁目四三 二三番地の二三	一五分の二	申喰	大分信用金庫 理事長 木村 浩樹	大分市大道町三丁目四番 四二号		株式会社ランドスケープ 別大 代表取締役 小野 尊康	大分市高江西一丁目四三 二三番地の二三	賃借権

令和六年八月二十日

大分県報 (収用委告示)

令和六年八月二十日

大分県報（収用委告示）

一〇

				笹越					
二七一番				三四六番一					
大分信用金庫 理事長 木村 浩樹		佐藤 徹		公益財団法人高江靈園 代表理事 佐藤 知輝		佐藤 徹			
大分市大道町三丁目四番 四二号		大分市畑中二丁目一〇番 二二号		大分市大字中判田三〇九 番地		大分市畑中二丁目一〇番 二二号			
条件付賃借 権設定仮登 記		賃借権 又は 使用借権		賃借権 又は 使用借権		賃借権 又は 使用借権		賃借権 又は 使用借権	
昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九八号		昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九八号		昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九八号		昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九八号		昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九八号	
申喰									
二七〇番四				二六八番二		二七〇番五			
九州電力送配電株式会社 代表取締役社長		株式会社大分銀行 取締役頭取 後藤 富一郎		大分ケープルテレコム株 式会社 代表取締役社長 荒木 節夫		大分県信用保証協会 会長 稲垣 守		有限会社カーブステーショ ンビップ 代表取締役 羽田野 高喜	
福岡県福岡市中央区渡辺		大分市畑中二丁目一〇番 二二号		大分市松が丘三丁目一番 一二号		大分市金池町三丁目一番 六四号		大分市大字中判田三四六 番地の一	
使用借権		賃借権 又は 使用借権		使用借権		賃借権 又は 使用借権		賃借権	
昭和三十五年 七月五日受 付第三三一 〇号		昭和三十五年 七月五日受 付第三三一 〇号		昭和三十七年 四月二八日 受付第一五 九九号		昭和三十七年 四月二八日 受付第一五 九九号		昭和三十五年 七月三十一日 受付第三二 九九号	

		柳林		柳林			
		道		二六六番一			
西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 佐藤 徹	大分ケーブルテレコム株式会社 代表取締役社長 荒木 節夫	大分ケーブルテレコム株式会社 代表取締役社長 佐藤 徹	株式会社QTnet 代表取締役社長執行役員 小倉 良夫	大分ケーブルテレコム株式会社 代表取締役社長 荒木 節夫	西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健
大阪府大阪市都島区東野 通二丁目一番八二号	大分市畑中二丁目一〇番 二二号	大分市松が丘三丁目一番 二二号	大分市畑中二丁目一〇番 二二号	福岡県福岡市中央区天神 一丁目一二番二〇号	大分市松が丘三丁目一番 二二号	大阪府大阪市都島区東野 田町四丁目一五番八二号	福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目一番八二号
使用借権	使用借権	使用借権	使用借権	使用借権	使用借権	使用借権	使用借権
<p>柳林</p> <p>道</p> <p>社長執行役員 北村 亮太</p> <p>大分ケーブルテレコム株式会社 代表取締役社長 荒木 節夫</p> <p>株式会社QTnet 代表取締役社長執行役員 小倉 良夫</p> <p>田町四丁目一五番八二号</p> <p>大分市松が丘三丁目一番 二二号</p> <p>使用借権</p> <p>使用借権</p> <p>使用借権</p>							
<p>六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年七月三十日</p> <p>大分県収用委員会告示第六号</p> <p>国土交通大臣起業一般国道十号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道代替工事に係る土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定による審理の開催通知について、次に掲げる者の住居所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和六年八月二十日</p> <p>大分県 収用委員会</p> <p>一 通知を受けるべき者 大分市大字中判田字申喰二六八番二及び二七〇番四の土地の所有者のうち次の者 住居所不明。ただし、不動産登記記録及び商業登記簿上の住所大分市大字松岡二七六〇番地の一 中央産業株式会社 清算人不明</p> <p>二 通知すべき書類 令和六年八月二日付け大収委第四十八号審理の開催について（通知）（通知すべき書類は、省略し、大分県土木建築部用地対策課において保管する。）</p> <p>三 土地収用法施行令第五条第五項の規定により、通知があつたものとみなされる日 令和六年九月十日</p>							

令和六年八月二十日

大分県報（収用委告示）

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年八月二十日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 眞 一

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分

2 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によって囲まれた区域

二 禁止期間

令和六年九月一日から令和八年八月三十一日まで

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年八月二十日

大分県内水面漁場管理委員会会長

岩 本 郁 生

一 指示の内容

公共水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年八月二十日

大分県内水面漁場管理委員会会長

岩 本 郁 生

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

<p>令和六年八月二十日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 落札に係る物品等の名称及び数量 大分県職員ポータルシステム等 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部電子自治体推進課 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 令和六年六月二十日</p> <p>四 落札者の氏名及び住所 NTT・TCリース株式会社 九州支店 支店長 森 本 竜 介 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号</p> <p>五 落札金額 二百九十二万三千三百六十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 一般競争入札の公告をした日 令和六年五月十日</p>	<p>監査対象機関 (知事部局・福祉保健部)</p> <p>東部保健所</p> <p>令和5年10月3日、 令和5年11月8日</p> <p>令和5年10月31日、 令和5年12月19日</p> <p>指摘事項 令和4年度生活困窮者自立支援事業委託について、精算を伴う委託契約であるにもかかわらず、報酬や需用費について算定根拠が不明である上、印紙や切手など事業に使用していない経費も含めて精算している事例が認められた。</p> <p>措置状況 令和5年度については、「具体的な実施計画の策定」を契約相手方に求めるとともに、当室において「事業の進捗状況の確認」や「実績報告の精査」を確実に行うなど改善を図ったところであり、次年度以降も引き続き適正な事業委託の実施に努める。</p> <p>指摘事項 自家用電気工作物保守管理業務委託について、電気事業法に基づく保安規程の作成及び経済産業省への届出を怠っている。なおかつ、機器の点検が適法に実施されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 保安規程については、規程に定めるべき内容等を土木事務所等の専門職員や委託事業者と確認し、規程の作成及び経済産業省への届出を行った。</p> <p>また、電気工作物の点検に関しては、点検の種類や実施回数、実施方法を、土木事務所等の専門職員と確認した上で、適正な内容の仕様書や点検報告様式等を作成し、新年度の委託業務を行った。</p> <p>なお、仕様書や点検報告様式等の見直しに当たっては、保健所職員が委託業者による点検に立会い、委託業者による点検の実施及び実施結果の記録の状況について確認を行った。今後は、事務処理を行う担当者等の専門的な業務に関する知識不</p>
<p>○監査公表</p> <p>監査委員公表第723号</p> <p>令和6年3月26日付け監査第859号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。</p> <p>令和6年8月20日</p> <p>1 指摘事項についての措置状況</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 森 誠 大分県監査委員 守 永 信 一 幸</p> <p>令和六年八月二十日</p> <p>大分県報（公告・監査公表）</p>

	<p>足を補う観点から、年に一度は、保健所職員の立会いのもとで点検を行うこととした。</p>		<p>う、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p>
<p>豊肥保健所</p> <p>令和5年10月31日、令和5年12月19日</p>	<p>指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを使用したものを含め、県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令の未提出及び旅費の未支給について、現年度分及び過年度分に対し、旅行命令の入力と旅費の追給処理をした。 再発防止策として、公用車、ETCカード及び法人カードの各使用簿に所屬独自に「旅行伺い確認欄」を新設し、旅行者が総務事務システムの申請後に押印し、旅行命令を発したことを班総括がチェックできる仕組みとした。 また、各使用簿の裏表紙に旅行命令の徹底についての注意書きを貼付し、職員に注意喚起をしている。 加えて毎月実施している職場研修において、年度早期に旅行命令等について、職員に対して研修を行うこととしている。</p>	<p>(知事部局・生活環境部)</p> <p>衛生環境研究センター 令和5年12月5日、令和6年1月17日</p>	<p>指摘事項 公用車（大気環境測定車）について、令和2年度と全く同じ内容の事故により公用車を損傷させ、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 駐停車の際には複数の職員で安全確認を行うことを徹底し、運転席前のダッシュボードに注意喚起のための「車両高3.27m 玄関ひさし等に注意！！」と記載したステッカーを貼付した。 また、今回事故を起こし損傷させた公用車（大気環境測定車）については、庁舎敷地内における駐停車位置を車庫内に限定し、事故発生場所である玄関前への進入を禁止した。 加えて、業務上発生し得るリスクについて評価・分析を行い、組織全体でリスク回避に取り組むことを目的に作成している「リスク一覧表」に、今回事故を起こし損傷させた車両の運転に関する項目を追加し、年度当初に職員に注意喚起を行うこととした。 さらに、今後の方針として、今回の事故について所屬長及び職員の引き継ぎ書に明記し、職員が異動で替わっても二度と同様の事故を起こさないように引き継ぎを徹底する。</p>
<p>二豊学園</p> <p>令和5年9月22日、令和5年10月26日</p>	<p>指摘事項 旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令を発していないことが確認された25件について、事後に旅行命令を発する処理を行い、旅費の追給を行った。 再発防止のため、旅行命令を発してからETCカードの交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、ETCカードの交付に当たっては、ETCカード使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。また、旅行命令を発せず旅行することがないよ</p>	<p>(知事部局・商工観光労働部)</p> <p>大分県立工科短期大学校 令和5年10月25日、令和5年12月1日</p>	<p>指摘事項 公用車について、県の過失割合が非常に大きい人身事故を起こし、車両が廃車処分となることで、公用車更新基準より4年も早く更新せざるを得なくなるという極めて不適切な財産管理の事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後すぐに校内の会議で再発防止に向け</p>

	(知事部局・農林水産部)	<p>た交通法規の遵守、交通事故防止の徹底を指示し、交通安全に関する職場研修も実施した。以降も、毎月の職員会議等で交通安全の徹底について呼びかけを行っている。</p>	農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和5年10月11日、令和5年11月15日	<p>指摘事項 公用車の荷台から台車を落下させて一般車両に損傷を与えたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対しては、嚴重注意を行うとともに、全職員に事故内容を周知し、台車運搬時は荷台への固定、駐車場所の選定、作業時の周囲の状況確認及び、注意の声かけなど、再発防止の注意喚起を行った。 また、作業手順チェックリストを作成し、再発防止に努めている。</p>
<p>農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ</p>	令和5年9月20日	<p>指摘事項① 原動機付自転車について、自動車損害賠償責任共済の更新手続を行うことなく使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況 再発防止策として、原動機付自転車に自賠責保険の有効期限を表示し、容易に有効期限を確認できるようにした。 また、車検・自賠責保険の更新時期の確認リスト表について、担当者以外も更新期限や更新手続きの有無を確認出来るように改善するとともに、全庁で管理している「公用車車検期限一覧表」に原動機付き自転車を追加し、全庁的なチェック体制を構築した。</p> <p>指摘事項② 農林水産研究指導センターの敷地内において、乗用型農乗散布機やトラクターの事故を短期間に繰り返したことから、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後、当該職員に対しては、嚴重注意を行うとともに、全職員に事故内容を周知し、再発防止の注意喚起を行った。 また、令和4年9月に職場環境改善アドバイザーを招き職場内の事故発生リスクの洗い出しや、労働災害の研修を行った。 今後も毎年実施している労働安全研修を充実するとともに、事故事例集を全職員に供覧するなど事故防止に努める。</p>	豊後高田土木事務所	令和5年9月5日から9月6日まで、令和5年10月18日	<p>指摘事項 旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令を発していないことが確認された6件について、事後に旅行命令を発する処理を行い旅費の追給を行った。 再発防止のため、旅行命令を発してからETCカードの交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、ETCカード等の交付に当たっては、ETCカード使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。 また、旅行命令を発せずに旅行することがないよう、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p> <p>指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p>

		<p>措置状況 旅行命令を発していないことが確認された79件について、事後に旅行命令を発する処理を行い、旅費の追給を行った。 再発防止のため、旅行命令を発してからETCカード等の交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、ETCカード等の交付に当たっては、ETCカード等の使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。 また、旅行命令を発せずに旅行することがないよう、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p>	<p>(教育庁及び教育機関) 香々地青少年の家</p>	<p>前渡資金の取扱については、関係規則等を遵守し、適正に取扱うよう職員に周知した。 今後は、資金前渡により物品を購入する際は、あらかじめ在庫を確認するなどの措置を講じるとともに、関係規則等を遵守し、適正な事務執行を徹底する。</p>
<p>玖珠土木事務所</p>	<p>令和5年8月17日から8月18日まで、令和5年9月13日</p>	<p>措置事項① 旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。 措置状況 旅行命令を発していないことが確認された15件について、事後に旅行命令を発する処理を行い旅費の追給を行った。 再発防止のため、旅行命令を発してからETCカードの交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、ETCカードの交付に当たっては、ETCカード使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。 また、旅行命令を発せずに旅行することがないよう、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。</p>	<p>歴史博物館</p>	<p>措置事項 フスレチツク施設について、平成30年度の保守点検以降、毎年使用不可の判定を受けている製品があるにもかかわらず、使用禁止等の措置を講じず継続して使用させている事例が認められた。 措置状況 指摘を受けた後、使用不可と判定された遊具を含め、使用可とされている遊具についても安全性確認のため、全面使用禁止の措置を講じた。 今後、撤去・補修・更新等について検討する。</p>
		<p>措置事項② 国際返信切手券購入代金の支払について、資金前渡職員が最寄りの郵便局で購入できなかった不足分を他の職員が別の郵便局で立て替え払いにより購入し、帰庁後、当該購入費に資金前渡資金を充当している事例が認められた。 措置状況</p>	<p>令和5年10月4日、令和5年11月8日</p>	<p>措置事項① 特別展の監視業務委託について、複数年度に渡り積算額の諸経費率を明確な根拠なく設定している。なおかつ、一部の諸経費率について特に理由なく「委託契約事務必携」に定める上限を上回る高率としている事例が認められた。 措置状況 今後は、「委託契約事務必携」等関係通知の内容を契約事務に携わる全ての職員が十分に理解した上で、担当者、他、副任による二重チェックを行うなど相互けん制力を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
				<p>措置事項② 高感度蛍光X線分析装置など的高額機器について、導入時の計画と比較して使用頻度が極端に低い上、他機関との連携による有効活用の検討が十分行われていない事例が認められた。</p>

	<p>措置状況 今後は、「大分県高額機器の有効活用に関する指針」に則り、埋蔵文化財センター等との連携や、県内大学、市町村等外部機関による利用について検討し、有効活用を図っていく。</p>		<p>指摘事項② 主催者からの指摘により発覚した会議に係る参加費等の二重払いについて、返納決議及び返納通知書の送付を行わず、主催者に資金前渡口座へ入金させた。なおかつ、入金の確認を怠り、一月以上遅れて金融機関への払い込みを行っている事例が認められた。</p>
<p>国東高等学校 令和5年11月15日、 令和5年12月15日</p>	<p>指摘事項 現金出納事務について、収納した現金を現金出納表に記載することなく、金庫に保管した。なおかつ、指定金融機関等への払い込みが一箇月近く遅延した事例が認められた。</p>		<p>措置状況 条例や規則等に則った適正な会計処理の徹底及び、資金前渡通帳の残高確認をこまめにするよう再度所属内で確認した。今後は、諸経費の支払処理状況を執行管理表を用いて複数職員によりチェックする体制を整え内部牽制を強化する。</p>
<p>大分商業高等学校 令和5年10月20日</p>	<p>指摘事項 給与の支給について、支給日の翌日までそのまま資金前渡口座に保管していた。なおかつ、給与等支払簿を作成せず、校長の支払確認を行っていない事例が認められた。</p>	<p>佐伯豊南高等学校 令和5年11月2日、 令和5年12月14日</p>	<p>指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。</p>
<p>情報科学高等学校 令和5年11月7日</p>	<p>指摘事項① 公共料金等の支出について、支出負担行為決議書の決議を経ずに支払決定確認票を作成した。なおかつ、緊急払いが可能であったにもかかわらず、私費による立替払を行っている事例が認められた。</p>	<p>宇佐産業科学高等学校 令和5年10月5日</p>	<p>指摘事項 樹木伐採業務委託契約について、契約書に定められている業務完了通知書の提出がなく、適正な検査及び業務完了の確認を行わずに委託料を支出している事例が認められた。</p>
	<p>措置状況 条例や規則等に則った適正な会計処理の徹底について、再度所属内で確認した。公共料金等の支出について、執行管理表を用いて複数職員によりチェックする体制を整え、内部牽制を強化する。</p>	<p>盲学校 令和5年11月14日、 令和5年12月26日</p>	<p>指摘事項 消耗品等について、年度内に使用する見込みの</p>

	<p>ないものを年度末に多量に購入している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、年度内に使用する物品の数量等を十分に精査し、計画的な購入に努める。</p>		<p>施した。</p> <p>また、定例会議において再発防止及び交通安全について注意喚起を行っている。</p> <p>今後も、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習会の開催等により交通安全に対する意識向上を図る。</p>
<p>臼杵支援学校</p>	<p>令和5年11月1日、令和5年12月19日</p> <p>指摘事項① 特別支援教育就学奨励費について、過小に支給している事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 未支給分については、令和5年12月に支給した。今後、就学奨励費支給の際は、支給額に漏れがないか担当者と副任とが二重チェックを確実に、支払い、支出処理を行う。</p> <p>指摘事項② 屋内消火栓ホース耐圧試験について、支出負担行為決議書の決裁をせずに実施した。なおかつ、実施報告書の提出が遅れたことにより、過年度支出を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、事務処理の漏れや失念が生じないように執行管理表を作成し、担当者と事務長の双方で進捗管理を行うこととした。</p>	<p>豊肥保健所</p>	<p>令和5年8月23日、令和5年9月14日</p> <p>注意事項 公務旅行について、自家用車登録を行っていない車両を使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令の未提出及び旅費の未支給について、旅行命令の入力と旅費の追給処理をした。再発防止策として、自家用車使用の旅行にあつては、登録を受けていない自家用車は使用できないことを職員に周知した。</p> <p>また、ETCカード及び法人カードの各使用簿の裏表紙に自家用車使用の公務旅行では代車は使用できない旨の注意書きを貼付し、職員に注意喚起をしている。</p> <p>加えて毎月実施している職場研修において、年度早期に旅行等について、職員に対して研修を行うこととしている。</p>
<p>2 注意事項についての措置状況</p>	<p>監査対象機関</p> <p>監査実施日</p> <p>監査結果の注意事項及びその措置状況</p>	<p>動物愛護センター</p>	<p>令和5年11月9日、令和6年1月16日</p> <p>注意事項 管理棟外部倉庫火災感知器取替修理について、支出負担行為の決裁をせずに修理を実施し、検査・支出を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 今回の事例を所内で共有し、審査・指導室作成のマニュアル「審査事務チェックポイント」を改めて確認した。関係書類間での齟齬が生じないよう決裁時のチェック体制を強化した。</p>
<p>東部保健所</p>	<p>令和5年10月3日、令和5年11月8日</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後、速やかに運転者を含む所内全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施</p>	<p>食肉衛生検査所</p>	<p>令和5年12月22日</p> <p>注意事項① 一括発注が可能な消耗品の購入について、別々</p>

	<p>に行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 所属フォルダで運用している消耗品購入伺いフォルダの「消耗品購入伺いシート」に発注及び納品予定日を加え、検査課担当班総括及び庶務担当が購入伺いの内容を確認のうえ、一括発注及び複数業者による見積徴収の必要性の有無を検討し、出納員の確認を経て発注するように改めた。</p> <p>注意事項② と畜検査情報処理システム通信機器一式の賃貸借契約について、複数の業者から見積書を徴することなく一者随意契約を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 会計担当者間において、随意契約に関する契約事務規則、会計規則等の法令、Q&Aを再確認した。今後は、複数者によるチェックを徹底し、適正な契約事務に努める。</p>		<p>々に実施している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後、同種の工事等については一括発注を検討するとともに、契約事務でマニュアルに沿って適正な会計事務に努める。</p> <p>注意事項② 産業廃棄物（試薬）処理委託業務について、マニフェストの回覧決裁をしていなかった。また、職員がゴム印で日付を追記した不適法（日付が二重表記）な請求書に基づき支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、業者からマニフェストが提出された際には、所属長まで收受決裁を行う。 また、契約相手が作成した請求書等が提出された際には、收受印を使用するとともに、契約事務でマニュアルにそって適正な会計事務に努める。</p> <p>注意事項 一括発注が可能な工事（農大パイプハウス建替え工事及び農大被災ハウス復旧【新設】工事）について、別々に施工している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、工期遵守やコスト削減に配慮した適正な契約事務を行うとともに、一括発注が可能な工事については一本化する。</p>
<p>(知事部局・商工観光労働部)</p> <p>大分高等技術専門学校 令和5年11月9日、 令和5年12月21日</p>	<p>注意事項 公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 執務室に掲示している「公用車車検期限一覧」の中に、法定点検の予定日も追加し、所属での意識づけを徹底するとともに、年間を通じた所管課への点検計画・実施の報告による進捗管理を行い、全車両の定期点検を確実に実施する。</p>	<p>(知事部局・土木建築部)</p> <p>臼杵土木事務所 令和5年9月5日 から9月6日まで、 令和5年10月17日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 毎月開催の所内会議において「交通安全・交通法規の遵守」の周知を行っていたが、事故後の会議では事例を伝え、再発防止の再徹底を図った。</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>農林水産研究指導センター水産研究部 令和5年12月19日、 令和6年1月25日</p>	<p>注意事項① 一括発注が可能な修繕（ろ過給水ポンプ制御盤及びろ過揚水ポンプ制御盤の交換）について、別</p>		

令和六年八月二十日

大分県報（監査公表）

		また、警察署から講師を招き、全職員を対象とした交通安全研修会を開催した。 今後とも引き続き、毎月の注意喚起や機会あるたびに呼びかけを行い、安全運転の意識向上に努めていく。			
玖珠土木事務所	令和5年8月17日から8月18日まで、 令和5年9月13日	注意事項 給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。 措置状況 該当する職員には事情を説明し、令和4年7月29日に給与を支給した。 また、報告・連絡・相談を徹底するよう改めて職員に周知するとともに、総務事務センターからの連絡を、担当職員だけでなく班総括も受信することとし、情報共有の向上を図った。 今後は関係条例等を遵守し、適正な給与事務の執行を徹底する。	別府翔青高等学校	令和5年11月22日、 令和6年1月10日	措置状況 今後は、緊急性・効率性・有効性の観点に沿った予算執行を行うよう、事務室内での相互チェックを徹底する。 注意事項 一括発注が可能な工事（体育館西渡り廊下屋根補修工事及びボンプ室他屋根補修工事）について、別々に施工している事例が認められた。 措置状況 今後は、工事内容や工期等を十分に考慮し、教育財務課の方針を踏まえながら、効率性・経済性に配慮した適正な契約事務に努める。
(教育庁及び教育機関)			大分上野丘高等学校	令和5年11月29日	注意事項 大会議室エアコン改修工事について、県立学校雑・修繕工事事務処理要領に定められている土木事務所による竣工審査を実施していない事例が認められた。 措置状況 今後は、「県立学校雑・修繕工事事務処理要領」を関係職員で再確認するとともに、工事契約締結時に竣工審査の要否について複数職員で確認するよう徹底する。
くじゅうアグリ創生塾	令和5年9月7日、 令和5年11月13日	注意事項 公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。 措置状況 職員監査終了後速やかに、当該公用車の点検整備を実施した。 今後は、車検だけではなく定期点検についても期限を記載した用紙の執務室内への掲示や、定例会議等での再確認の実施などにより、手続きの漏れがないよう徹底する。	大分舞鶴高等学校	令和5年11月29日	注意事項 タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況 タブレット端末は、細心かつ十分な注意を払って使用するよう、職員会議内で全職員への注意喚起を行った。
杵築高等学校	令和5年11月21日、 令和6年1月11日	注意事項 工事予算の執行について、台風被害により緊急性の高い工事の必要性が生じているにもかかわらず、既存予算を流用せず、追加令達を待って施工している事例が認められた。	大分雄城台高等学校	令和5年11月16日	注意事項 タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況

		<p>今後は、契約書に定められた点検報告書により業務完了確認を行い、複数でチェックすることで同様の事例が発生することがないよう十分注意する。</p>		<p>庁舎設備等運転管理業務委託にかかる 自家用電気工作物の保守管理委託業務について、電気事業法に基づく保安規程を委託業者に示さずに契約を締結したことから、一部の工作物の点検がされていない事例が認められた。</p>
<p>中津支援学校</p>	<p>令和5年10月19日</p>	<p>注意事項 温水便座の購入及び設置について、機器の仕様を明確に示していなかったことから、仕様が異なる別の機器の見積書を比較して契約相手を決定している事例が認められた。</p> <p>措置状況 事務室内で当該事例を共有し注意喚起を行った。また、今後は仕様を明確にしたうえで見積書の徴取を行うなど、契約事務の一層の適正化を図っていく。</p>		<p>措置状況 入札時、仕様書等に保安規程の内容を明示するよう徹底する。 また、委託業者に対し、次の検査時には実施結果が確認できる報告書を作成するよう指示をした。 今後も引き続き、委託業者には保安規程に沿った項目の確実な点検を実施させ、実施結果の確認を徹底する。</p>
<p>大分支援学校</p>	<p>令和5年12月1日</p>	<p>注意事項 修繕工事について、履行の届出（工事写真等）が提出される前に検査を行っている事例が複数認められた。</p> <p>措置状況 今後は、契約事務規則に則った適正な検査を徹底する。</p>		<p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、幹部会議や署の定例会等の機会を通じて、公用車事故防止について繰り返し注意喚起を行った。 今後も引き続き、運転時の基本事項等の指導を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>佐伯支援学校</p>	<p>令和5年11月9日</p>	<p>注意事項 資金前渡口座に振り込まれた給与について、資金前渡職員が支給日当日に受領せず、そのまま保管した。翌日現金で支給する際に本人の受領日及び校長の支払確認日を証する書類を作成していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、事務の誤りや失念等を防止するため、事務室内での情報共有を図り、担当者との二重チェックを徹底するなどして、会計規則等に則った適正な事務処理を行う。</p>	<p>大分南警察署</p>	<p>令和5年11月17日</p> <p>注意事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 損傷発生後、朝礼や署の定例会時に副署長、総務課長及び会計課長から署員に対し具体的な防止策を指示し、物品の適正管理について指導を行った。 また、監査終了後の署の定例会時にも会計課長が、再度、物品の適正管理についての指導・教養を行った。 今後も引き続き署員に対し、物品の適正な管理</p>
<p>（警察本部） 大分中央警察署</p>	<p>令和5年11月30日、</p>	<p>注意事項①</p>		

	及び精密機器を使用する際の基本事項を徹底し、再発防止に努める。																
宇佐警察署	<p>令和5年9月29日</p> <p>注意事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 幹部会議や署の定例会等において、パソコン画面の損傷防止及び過去の事例を基に再発防止のための注意喚起を行った。 今後も引き続き署員に対し、物品の適正な管理及びパソコンを使用する際の基本事項を徹底し、再発防止に努める。</p>	<p>ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本事業発生後、朝礼や署の定例会等のあらゆる機会を通じて、パソコン損傷による業務への影響及び再発防止のために必要な取扱い時の留意事項について全署員に指導を行った。 今後は、総務課員が定期的に署内のノートパソコンのケーブル敷設状況や机上の整頓について確認するなどし、同種事案の再発防止に努める。</p>															
中津警察署	<p>令和5年10月24日、令和5年12月1日</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後、当該職員に対し幹部による再発防止に向けた指導を行うとともに、全職員に対しては朝礼や定例会時に事故防止についての指導、短時間安全運転訓練、小集団活動の実施等を行っている。 今後も引き続き交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努める。</p>	<p>令和6年3月26日付け監査第931号で提出した財政的援助団体等監査及び当該団体を所管する県の関係所属に対する財務監査（臨時監査）の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。</p> <p>令和6年8月20日</p> <p>1 指摘事項についての措置状況 (1) 財政的援助団体等監査</p> <table border="1" data-bbox="598 1563 997 2123"> <thead> <tr> <th>監査対象団体名 (所管課)</th> <th>監査実施日</th> <th>監査の結果及びその措置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>長 谷 尾</td> <td>大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>大 野 恭</td> <td>大分県監査委員 大 野 恭 子</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>森 誠</td> <td>大分県監査委員 森 誠 一</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>守 永 信</td> <td>大分県監査委員 守 永 信 幸</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況	大分県監査委員	長 谷 尾	大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通	大分県監査委員	大 野 恭	大分県監査委員 大 野 恭 子	大分県監査委員	森 誠	大分県監査委員 森 誠 一	大分県監査委員	守 永 信	大分県監査委員 守 永 信 幸
監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況															
大分県監査委員	長 谷 尾	大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通															
大分県監査委員	大 野 恭	大分県監査委員 大 野 恭 子															
大分県監査委員	森 誠	大分県監査委員 森 誠 一															
大分県監査委員	守 永 信	大分県監査委員 守 永 信 幸															
竹田警察署	<p>令和5年10月18日</p> <p>注意事項① 定置式レーダースピードメーターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、署員に対して備品及び給貸与品の取扱いについて指導し、注意喚起のため、レーダースピードメーターの収納箱に「転倒注意」の表示を行った。今後も引き続き、適正管理に対する意識を高め、同種事案の再発防止に努める。</p> <p>注意事項②</p>	<p>令和5年11月2日</p> <p>山国川流域森林組合（農林水産部森林整備室）</p> <p>指摘事項 大分県造林事業補助金（森林環境保全直接支援事業）について、単価を誤って交付申請を行ったことにより、補助金を過大に受領している事例が複数認められた。</p> <p>措置状況 団体に対し、交付申請に係る書類のチェック表</p>															

	<p>等を作成し、複数の職員で確認を行う体制とするよう指導した。</p> <p>また、令和6年4月1日付けで補助金交付要綱及び検査要領の様式を見直し、適用単価の確認欄を追加するとともに、県の検査時にも確認することを明文化し、単価誤りを防ぐこととしている。さらに、団体職員を対象に毎年実施する初任者向け研修会でも注意喚起し、再発防止に努める。</p> <p>なお、補助金の過大受領分については、国庫返納を要することから、林野庁と協議の上、令和6年度中に補助金返還事務を完了する予定としている。</p>	<p>大分県土開発公社（土木建築部用地対策課）</p>	<p>令和5年10月2日から10月3日まで、令和5年11月2日</p>	<p>等を確認することとした。</p> <p>また毎月の使用料委託徴収金報告書の内訳（徴収金整理表）において回数券、利用券の内訳を詳細に記載するよう指導した。</p> <p>なお、県議会の令和6年第2回定例会において、サテ競技場フェイルドと総合競技場フェイルドの共通回数券を新設するため、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、可決された。（令和6年7月4日施行）</p>
<p>大分県土開発公社（土木建築部用地対策課）</p>	<p>令和5年10月2日から10月3日まで、令和5年11月2日</p> <p>指摘事項 職員の通勤手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、9箇月もの長期にわたり、多数の職員に対する支給額不足が生じている事例が認められた。</p> <p>措置状況 団体に対し、県職員給与条例の他、諸手当の支給に関する規則の改正も確認するよう指導した。なお、支給対象者11名に対し、支給不足額の16,096円を令和5年10月分給与支給時に遡及して支給済である。</p>	<p>大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）</p>	<p>令和5年10月2日から10月3日まで、令和5年11月2日</p>	<p>指摘事項 職員の通勤手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、9箇月もの長期にわたり、多数の職員に対する支給額不足が生じている事例が認められた。</p> <p>措置状況 団体に対し、県職員給与条例の他、諸手当の支給に関する規則の改正も確認するよう指導した。なお、支給対象者74名に対し、支給不足額の97,292円を令和5年10月分給与支給時に遡及して支給済である。</p>
<p>株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）</p>	<p>令和5年11月6日から11月7日まで</p> <p>指摘事項 大分スポーツ公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の施設について長期間にわたり大分県使用料及び手数料条例の規定と異なる額の使用料を徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況 監査終了後、条例の規定と異なる回数券（サブ競技場フェイルド）による使用料の徴収を取り止めるよう指導した。</p> <p>今後は、毎年度当初（4月1日付け）に締結する大分スポーツ公園等の利用に係る使用料の徴収事務委託契約について、委託者（県）と受託者（株）大宣の双方において、徴収対象の施設</p>	<p>(2) 財務監査（臨時監査）</p> <p>監査対象機関名（関係団体）</p> <p>監査実施日</p>	<p>令和6年2月16日</p>	<p>監査の結果及びその措置状況</p> <p>指摘事項① 大分空港利用促進期成会の経理処理について、7期もの長きにわたり多額の繰越金が発生しているにもかかわらず、県等負担金の額が見直されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 令和5年度からの国際線再開に伴い、同年度中に繰越金の一部が執行済。コロナも収束し、インバウンドの増加が見込まれ、本県の国際線新規就</p>

	<p>航にとつて大きな機会となつているため、一定額の繰越金は確保しつつ、令和6年度以降も順次執行する予定としているが、現在の繰越金額と負担金額との調整については今後行いたい。</p> <p>指摘事項② 大分空港利用促進期成会について、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」の遵守と適正な運用に関する行政企画課長通知（令和5年3月）にもかかわらず、指針どおり、収入、支出、契約等の事務手続を定める経理規程が作成されていらない事例が認められた。</p> <p>措置状況 「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を共有した上で、経理規程を制定するよう指導し、団体では、令和6年4月1日に経理規程を制定した。</p>		<p>新する変更協定書を締結することとした。 なお、令和6年度からの基本協定書別添一覧について、令和5年度までの備品の異動を反映させた。</p> <p>指摘事項② 大分スポーツ公園使用料徴収事務委託について、条例の規定と異なる額の使用料の徴収が長期間にわたり続いてきたにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 監査終了後、条例の規定と異なる回数券（サブ競技場フィールド）による使用料の徴収を取り止めるよう指導した。 今後は、毎年度当初（4月1日付け）に締結する大分スポーツ公園等の利用に係る使用料の徴収事務委託契約について、委託者（県）と受託者（株）大宣）の双方において、徴収対象の施設等を確認することとした。 また毎月の使用料委託徴収金報告書の内訳（徴収金整理表）において回数券、利用券の内訳を詳細に記載するよう指導した。 なお、県議会の令和6年第2回定例会において、サブ競技場フィールドと総合競技場フィールドの共通回数券を新設するため、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、可決された。（令和6年7月4日施行）</p>				
<p>土木建築部港湾課 （株式会社大分国際貿易センター）</p>	<p>令和6年2月9日</p> <p>指摘事項 大分港大コンテナターミナルの施設使用料について、未納者に対して督促状を発することなく、指定管理者に業務外の延滞金の徴収を行わせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 延滞金が発生した場合の具体的な事務処理を定めたフロー図を作成して、県と指定管理者の役割分担を明確化し、再発防止に努める。 なお、誤った手続により請求及び徴収した延滞金11,020円は、令和6年3月22日に納付者へ返還した。</p>						
<p>土木建築部公園・生活排水課（株式会社大宣）</p>	<p>令和6年2月9日</p> <p>指摘事項① 重要物品を含む指定管理者への物品貸付けについて、必要な手続をとらずに、長期間にわたり複数行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、一年毎に双方の備品管理台帳登録データを突合し、基本協定書別添の貸与備品一覧を更新</p>	<p>2 注意事項についての措置状況</p> <p>(1) 財政的援助団体等監査</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1120 427 1568"> <p>監査対象団体名 （所管課）</p> </td> <td data-bbox="272 1568 427 2123"> <p>令和5年11月9日から11月10日まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1120 272 1568"> <p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（総務部学</p> </td> <td data-bbox="156 1568 272 2123"> <p>注意事項① 人文棟玄関・バルコニー防水改修工事について、複数の業者から見積書を徴することなく一者</p> </td> </tr> </table> <p>監査の結果及びその措置状況</p>	<p>監査対象団体名 （所管課）</p>	<p>令和5年11月9日から11月10日まで</p>	<p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（総務部学</p>	<p>注意事項① 人文棟玄関・バルコニー防水改修工事について、複数の業者から見積書を徴することなく一者</p>	
<p>監査対象団体名 （所管課）</p>	<p>令和5年11月9日から11月10日まで</p>						
<p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（総務部学</p>	<p>注意事項① 人文棟玄関・バルコニー防水改修工事について、複数の業者から見積書を徴することなく一者</p>						

<p>事・私学振興課)</p>		<p>随意契約を締結している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後同様の案件があった場合は、複数の業者から見積書を徴することを徹底するよう指導した。法人では、今回の事案を周知し、複数人によるチェック体制を構築した。</p> <p>注意事項② 庁舎等清掃等業務委託について、業務仕様書で定めた簡易専用水道設備の清掃業務に係る履行報告書が提出されていないなど履行確認が不十分な事例が認められた。</p> <p>措置状況 契約相手方に速やかに報告書を提出させるよう指示するとともに、履行報告書は供覧を行い、複数人で確認を行うよう指導した。</p>	<p>期成会（企画振興部 交通政策企画課）</p>	<p>令和5年12月15日</p>	<p>「航空会社と連携した国内航空活性化促進事業」の諸経費について、根拠無く高率に設定していることに加え、事業費の減額に伴う諸経費の減が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該事業は終了しているが、今後、類似の事業については、適切な諸経費率を設定するとともに、実績に応じ諸経費を減額するよう指導した。</p> <p>注意事項 事務職員の人件費について、法人の給与規程に定められていない職員手当を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 職員手当の支給に関する規程を見直し、適正な取扱いを行うよう指導した。法人では事務職員に対して職員手当を支給できるよう規程を改正した。</p>
<p>一般社団法人なごり雪の会（企画振興部おおいた創生推進課）</p>	<p>令和5年9月27日</p>	<p>注意事項 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金（地元にゆかりのある音楽を活用した地域文化振興事業）の補助対象である映像及び音響機材使用料について、理事が立替え払いを行ったまま団体としての会計処理を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助金を交付した中部振興局が、当該団体に対し、会計処理の是正及び再発防止の徹底を指導するとともに、補助金を所管する当課では、他の振興局において同様の事案が起らないよう、昨年度末の地域創生部長・班総括会議で、改めて適切な運用について注意喚起を行った。 なお、指導した団体は、速やかに適正な会計処理に是正するとともに、全社員に本事案を報告し、補助対象経費の立替え払いの禁止と適正な会計処理について周知徹底を図っている。</p> <p>注意事項</p>	<p>大分県商工会連合会（商工観光労働部 商工観光労働企画課）</p>	<p>令和5年10月30日から10月31日まで</p>	<p>注意事項 住居手当について、当該住宅の最初の1箇月分の賃料は発生しないものとする特約事項を見落とし、過大に支給した事例が認められた。</p> <p>措置状況 住居手当の支給に当たっては、賃貸借契約書の写しを徴取し、複数人で確認した上で認定するよう指導した。 なお、過大支給した分は、対象職員から速やかに返納させた。</p> <p>注意事項 大分県農業文化公園等に係る指定管理業務について、特別清掃（ワックス掛け及び害虫駆除）を基本協定書に基づき作成した業務計画書どおり実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 公園の清掃業務の管理簿に業務計画書で定めた</p>
<p>大分空港利用促進</p>	<p>令和5年11月22日</p>	<p>注意事項</p>	<p>公益社団法人大分県農業農村振興公社（農林水産部 地域農業振興課）</p>	<p>令和5年10月5日から10月6日まで、令和5年11月2日</p>	<p>措置状況 公園の清掃業務の管理簿に業務計画書で定めた</p>

	<p>特別清掃の実施回数を記載するよう指導するとともに、県のチェックリストにも特別清掃の実施月、回数を確認する項目を設け、公園の特別清掃の実施回数確認の徹底を図ることとした。</p>	<p>よう指示した。</p> <p>注意事項 別府港の機械管理駐車場等の指定管理業務により生じた令和3年度実利益の一部について、指定管理者に対し、基本協定書に基づき処分をさせていない事例が認められた。</p>
<p>株式会社おおいた観光サービス(土木建築部港湾課)</p>	<p>令和5年12月25日</p> <p>注意事項 別府港の機械管理駐車場等の指定管理業務により生じた令和3年度実利益の一部について、基本協定書に基づき処分をしていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 県と指定管理者双方で、利益処分に当たっては、県と協議の上、実利益の一部を指定管理施設の修繕費等に充当するといった基本協定書に定める事項を確認し、協定書に沿った適切な処理を徹底することとした。</p> <p>なお、令和4年度及び令和5年度の実利益は基本協定書に基づき適正に処分を行ったことを確認した。</p>	<p>大分県中部振興局 (一般社団法人なごり雪の会)</p> <p>令和6年2月8日</p> <p>注意事項 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金の補助対象である映像及び音響機材使用料について、契約内容を十分に確認しないまま額の確定を行った事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、具体的な契約内容を確認するための項目をチェックリストに追加するとともに、複数の職員によるチェック体制を構築し、適切な事務執行に努める。 また、団体に対し、補助対象となる契約については業者との間で、口頭だけでなく書面での確認を徹底するよう指導した。 団体では今回の事案を内部で周知するとともに、複数人によるチェック体制を構築した。</p>
<p>(2) 財務監査(臨時監査)</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果及びその措置状況</p>
<p>監査対象機関名 (関係団体)</p> <p>総務部学事・私学振興課(学校法人岩田学園)</p>	<p>令和6年2月8日</p>	<p>注意事項 令和3年度大分県私立学校保健特別対策事業(学校等における感染症対策等支援事業)に係る工事請負契約について、完成写真に対比する施工前及び施工中の写真が添付されておらず、事業の実施状況の確認が不十分なまま額の確定及び補助金の支出を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、実績報告時に必要書類の確認を複数人で行うよう徹底する。 また、法人に対しても交付決定時に必要書類の添付漏れがないよう注意喚起を行うことで、再発防止に努める。 なお、法人には速やかに不足の書類を添付する</p>

令和六年八月二十日

大分県報(監査公表)

二二七